第十六条　地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条のうち、港湾法第四条第四項の改正規定中「、「関係地方公共団体より同項の規定による」を「関係地方公共団体から同項の」に、「又は同項」を「、又は同項」に、「、議会」を「議会」に」を削り、「左の」を「次に掲げる」に、「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同条第九項の改正規定中「第七項の」を「第七項」に改め、「の規定による」及び「、「且つ」を「かつ」に」を削り、同条第七項に各号を加える改正規定中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同法第六十条第一号の改正規定中「同意（」の下に「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は」を加える。

第三十三条のうち道路法第七条の改正規定中「第七条第一項中「且つ、左の各号の一」を「かつ、次の各号のいずれか」に改め、同項第五号中「一に規定する」を「いずれかに該当する」に改め、同項第六号中「を除く外」を「のほか」に改め、同条第三項」を「第七条第三項」に改める。

附則第十三条第一項及び第二項中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾」に改める。

（第二条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正）

第十七条　道路法の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「附則第五項」を「附則第二項」に改める。

第十八条　広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「附則第十六項」を「附則第四項」に改め、同条第二項中「附則第二十二項及び第二十四項」を「附則第十項及び第十二項」に改める。

第十九条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に改める。

第二十条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第百九十八条第七項第十三号中「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に改める。

附則第五十一条第二項から第五項までの規定中「附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項」を「附則第三項から第五項まで若しくは第十五項」に改める。

（調整規定）

第二十一条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、附則第三条第二項及び第四項中「第五十四条の三第七項」とあるのは「第五十四条の三第六項」と、同項中「同条第十一項及び第十二項」とあるのは「同条第十項及び第十一項」と、同条第五項中「第五十四条の三第七項から第九項まで及び第十三項」とあるのは「第五十四条の三第六項から第八項まで及び第十二項」とする。

内閣総理大臣　菅　**直**人
財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍
防衛大臣　北澤　俊美

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第十号

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律

（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第一条　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百五十六億二千八百五十万特別引出権」を「三百八億二千五十万特別引出権」に改める。

第二条の二に次の一項を加える。

12　前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる三十八億四千四百四十万ドルの範囲内において、出資することができる。

（国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第二条　国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十一年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

6　前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、公社に対し、二千百三十六万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

第二条第一項中「前条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

（国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第三条　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

17　前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、三千三百四十五億八千四百二十二万円の範囲内において、出資することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　政府は、第一条の規定による改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行う出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による三十八億三千五百九十八万特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の減額特例に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人